

令和7年3月31日

入札参加業者各位

(一財)神戸住環境整備公社

神戸市との現場代理人の兼務に関する試行実施について

記

1. 概要

「現場代理人の兼務に関する手続要領」(平成26年12月1日 理事長決定。以下「手続要領」という。)において、兼務の対象となる工事は、神戸住環境整備公社発注工事に限られていますが、この度、神戸市との間で、試行実施として、下記2. 対象案件において、現場代理人の兼務ができるものとします。

2. 対象案件

以下の各号の要件を全て満たすこと。

- (1) 手続要領第2条における要件を満たす工事であること。ただし、手続要領第2条の「神戸住環境整備公社発注工事」は、「神戸住環境整備公社発注工事又は神戸市発注工事(水道局・交通局発注工事を含む)」に読み替えるものとする。
- (2) 神戸住環境整備公社の公告時又は指名競争入札通知時に示された設計書において、神戸市から神戸住環境整備公社に委託されている工事である旨の記載があること。ただし、令和7年3月31日以前に神戸住環境整備公社と契約した工事と兼務する場合は、神戸市から神戸住環境整備公社に委託されている工事であることを、兼務しようとする工事の落札決定前に神戸住環境整備公社に工事打合せ簿により確認を得ておくこと。
- (3) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に兼務を届出したもの。

3. 手続方法

(1) 神戸住環境整備公社

「現場代理人及び主任技術者又は監理技術者(補佐)又は連絡員設置通知書」に、兼務する神戸市の工事名を記入してご提出ください。

(2) 神戸市

現場代理人及び主任技術者又は監理技術者(補佐)又は連絡員設置通知書」に、兼務する神戸住環境整備公社の工事名を記入し、上記2.(2)の設計書又は工事打合せ簿を添えてご提出ください。

(問い合わせ先)

(一財)神戸住環境整備公社総務課契約担当

078-647-9720